

26年5月向け短答入門講座／短答上級講座／短答3倍速講座 企業法  
フォーサイト 企業法 テキスト  
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

26年5月向け短答入門講座(EA/B26111)／短答上級講座(EA/B26131)／短答3倍速講座(EB26312) 企業法の下記教材にて訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不注意により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。 [redacted] が今回追加した訂正です。

ES26026 フォーサイト 企業法 テキスト 1

P2-5-20（下段の頁数はP164）

二 裁判所に対する価格の決定の申立て の1行目から

【誤】

171条1項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、株主総会の日から20日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる（172条1項）。

【正】

171条1項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる（172条1項）。

3 監査役の員数 の表

【誤】

【図表 監査役会設置会社の監査役と、監査役会設置会社でない会社の監査役】

	監査役会設置会社	監査役会設置会社でない 会社の監査役
員 数	3名以上（335Ⅲ）	1名以上
社外監査役	半数以上必要（335Ⅲ）	不要
常勤監査役	<u>監査役の互選で 選定しなければならない（390Ⅲ）</u>	

【正】

【図表 監査役会設置会社の監査役と、監査役会設置会社でない会社の監査役】

	監査役会設置会社	監査役会設置会社でない 会社の監査役
員 数	3名以上（335Ⅲ）	1名以上
社外監査役	半数以上必要（335Ⅲ）	不要
常勤監査役	<u>監査役会は、監査役の中から常勤の 監査役を選定しなければならない(390 Ⅲ)</u>	

三 株券発行前の譲渡制限（128 条）

1 原則（文章 2 行目）

【誤】 下線部を削除し、3 行目に点線の文章を追加。

株券未発行の株式の譲渡は、当事者間でも、株券発行会社との関係でも効力を生じないのが原則である（128 条）。

【正】

株券未発行の株式の譲渡は、**株券発行会社との関係で効力を生じないのが原則である**（128 条）。

なお、128 条 1 項は株券発行後の譲渡に限って適用される規定と解すべきであり、株券発行前にされた譲渡については、株券の交付がなくとも、当事者間ではその効力が否定されることはない（最判令 6.4.19）。

127 条は株式が譲渡可能であることを定め、意思表示のみで譲渡が可能であるという原則を規定している。そして、128 条 1 項は株券発行会社の株式の譲渡について特則を設け、株券の交付がなければ譲渡の効力を生じないと規定している。さらに、2 項では株券発行前の譲渡について、会社に対する関係に限ってその効力を否定しているが、ここで 1 項を株券発行前の譲渡にも適用し、当事者間でも効力が否定されると解すると、2 項の存在意義が失われる。また、株券発行前の譲渡について当事者間の効力まで否定する合理的理由はないからである。